大東市

セーフティネット保証５号

概要

大東市

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度枠とは別枠で80%保証を行う制度。

認定要件

大東市

認定要件としては、中小企業者の状況により以下のとおり３種類がある。

■売上高要件

〈様式〉

売上高が認定基準以上に減少している → イ①～④

■原油高要件

（１）売上原価のうち原油等の仕入額が多い
（２）原油等仕入単価が上昇している
（３）売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年より上回っている → ロ①～②

■利益率要件

売上高営業利益率が認定基準以上に減少している → ハ①～②

大東市

〈売上高要件〉　イ-①～④

申請書一覧

	様式	使用する場合
通常	イ-①	指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近３か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して５％以上減少していること。
	イ-②	指定事業と指定業種に属さない事業（以下、「非指定事業」という。）を行っており、最近３か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の５％以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近３か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して５％以上減少していること。
創業者	イ-③	創業者等であって指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近１か月の売上高等がその直前３か月の月平均売上高等と比較して５％以上減少していること。
	イ-④	創業者等であって指定事業と非指定事業を行っており、最近１か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の５％以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近１か月の売上高等がその直前３か月の月平均売上高等と比較して５％以上減少していること。

大東市

〈売上高要件〉　イ-①～④

〈必要書類〉

- 中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（様式第５（イ）①～④）
- セーフティネット保証５号申請用 売上・業種確認書類
- 上申書（指定業種確認書類）
- 委任状（金融機関等 代理人が提出される場合）

〈売上高要件〉　イ-①～④

大東市

■よくある質問

Q：対象期間について、いつまで遡って計上することができるのか。
A：基本的には認定申請月を基準としての直近３か月であるが、最大で３か月程度を目安として遡ることは可能としている。

■令和６年１２月に申請する場合の例示

記載事項	具体例	記載事項	具体例	必要条件
最近3か月の売上高等	令和６年９～１１月の売上高	前年同期	令和５年９～１１月の売上高	5%以上の減少率
※遡りは3か月まで	令和６年８～１０月の売上高	前年同期	令和５年８～１０月の売上高	5%以上の減少率
	令和６年７～９月の売上高	前年同期	令和５年７～９月の売上高	5%以上の減少率

大東市

原油高要件　ロ-①～②

申請書一覧

	様式	使用する場合
通常	ロ-①	指定事業のみ（兼業含む）を行っており、（１）中小企業者全体における最近１か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、（２）中小企業者全体における最近１か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること、（３）中小企業者全体における最近３か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること。
	ロ-②	指定事業と非指定事業を行っており、最近１か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占めており、かつ、（１）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近１か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、（２）指定事業の最近１か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること、（３）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近３か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること。

大東市

原油高要件　ロ-①～②

〈必要書類〉

- 中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（様式第５（ロ）①～②）
- 確認書類（ロ）①～②
- 上申書（指定業種確認書類）
- 委任状（金融機関等 代理人が提出される場合）

大東市

利益率要件　ハ-①～②

申請書一覧

	様式	使用する場合
通常	ハ-①	指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近３か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20％以上減少していること。
	ハ-②	指定事業と非指定事業を行っており、最近３か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高の５％以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近３か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20％以上減少していること

大東市

利益率要件　ハ-①～②

〈必要書類〉

- 中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（様式第５（ハ）①～②）
- 確認書類（ハ）①～②
- 上申書（指定業種確認書類）
- 委任状（金融機関等 代理人が提出される場合）

〈利益率要件〉　ハ-①～②

大東市

■よくある質問

Q：売上高営業利益率がマイナスからマイナスになる場合なども対象になるのか。
A：下図を参照してください。

利益率の推移	対象の適否
プラスからプラス	減少率が２０％以上で対象
プラスからマイナス	全て対象
ゼロからマイナス	全て対象
マイナスからマイナス	減少率が２０％以上で対象
マイナスからプラス	全て対象外